

## 令和 8 年第 4 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 10 日（金） 午後 4 時 00 分～
2. 開催場所 宇土市役所 1 階 会議室 1
3. 出席委員 12 名  
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 上村博文  
小森公明 境 良一 芥川高一 芥川清二  
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 なし
5. 推進委員出席者 福島 至 関 輝明 小田健夫  
齊藤栄一郎 重元太郎 長溝鉄夫 松下清史  
本田英二 本田善尚 野田秀則 田中一昭
6. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 中村委員 那須委員
7. 議 事
  - (1) 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案第 13 号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 令和 8 年第 4 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、全委員がご出席ですので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第 2 の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは。お足元の悪い中、新年度初回の総会にご出席頂きまして有難うございます。先日 3 日、イチジクハウスのマルチ張りと除草作業に参集いただきお世話になりました。イチジクは芽かきの段階に入っております。今後、収穫後の活用を考えていくので、ご意見がありましたらお願いしま

す。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、中村委員さんと那須委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。

鎌賀副会長 議案書に記載のとおりです。問題無いと思います。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は3ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約4km、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は米、豆類、葉物野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、譲渡人の父親の代から譲受人が借り受けて耕作していたということで無償での贈与となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 議案書に記載のとおりの内容です。親子間の生前贈与になります。ご審議

よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 4 ページ 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で約 15 分、農業年数は 35 年、農機具を所有し、主たる作物は米、デコポンになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。親子間の贈与となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。以上、議案第 10 号について 2 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 11 号「農地法第 4 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは、申請番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番については、本日時点で相続登記が未完了のため、保留します。来月総会までには完了する見込みとのこと。今回の議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局から説明がありましたとおり、申請番号 1 番については、議案書から削除をお願いします。次に、申請番号 2 番について確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 議案書に記載のとおりです。倉庫を置くことなどが違反とは把握していなかったとのこと。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は下網田町に居住する個人です。平成 12 年頃から申請地を倉庫及び車庫として使用しており、転用の手続きが必要とは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。なお、申請地は、網田駅からお

おむね 300m以内にあるため第 3 種農地となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。以上、議案第 11 号について 1 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは、申請番号 1 番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 議案書に記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 10 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は熊本市南区に居住する個人です。申請人は熊本市などでダンススクールを経営している法人の代表者です。新たなダンススクール用地を探していたところ、申請地は商業施設や小学校に近く、ダンススクールに通う生徒にとって利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域であるため第 3 種農地となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。以上、議案第 12 号について 1 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 13 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 13 ページをご覧ください。  
これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、宇土市が農地

の貸借について取りまとめた「農用地利用集積等促進計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。13 ページ 34 番から 14 ページ 46 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、利用権の新規設定となります。

次に 15 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定等による農地集積の状況を示していて、今月は田が 39,100 m<sup>2</sup>となっています。

次に 16 ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は 28,757 筆の 23,827,652 m<sup>2</sup>で、先月から 1,984 m<sup>2</sup>減っております。各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第 3 条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第 3 条を活用されている割合は 10.70%、利用権は 6.30%、機構法は 5.82%、貸借なしは 77.18%となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 13 号について承認します。次に、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。17 ページをご覧ください。解約件数は 4 件、総合計は 6 筆で 15,219 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第 5 号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございせんか。事務局からあるようですのでお願いします。

- 事務局 非農地判断について報告します。非農地判断とは、現況が森林の様相を呈するなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地について、農地に該当しない旨の判断を行う手続きです。非農地判断を行うことにより、農地法の規制がかからなくなるため、農地転用許可等の対象外となります。地区農業委員の現地調査等による審査後、農業委員会への報告することとされていますので、今回所有者から申し出がありました2件につきまして、報告します。スクリーンをご覧ください。
- 一件目が、花園町の農地2筆です。地元委員との検討の結果、2筆ともに既に山林化した状態で、今後農地としての利用増進を図ることが見込まれない農地であるため、非農地判断を行うことが適当と思われます。
- 二件目は、松山町の農地3筆です。地元委員との結果、周辺を含め既に山林化しており、今後農地としての利用増進を図ることが見込まれない農地であるため、非農地判断を行うことが適当と思われます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 ありません。
- 境議長 ご意見ないとのことですので、本件は終わります。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。
- 事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。
- 鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これもちまして令和8年第4回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 中村 英子

議事録署名人 那須 千代